

船舶事故調査報告書

平成26年6月19日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成26年3月22日 13時00分ごろ～23日 06時57分ごろの間）
発生場所	不明（鳥取県鳥取市鳥取港～同港北北東方沖の間）
事故調査の経過	<p>平成26年3月25日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。</p> <p>原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。</p>
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 ^{あみなか} 網中丸、4.84トン TT3-6921（漁船登録番号）、個人所有 11.56m(Lr)×2.31m×0.81m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数50、昭和56年5月17日
乗組員等に関する情報	船長 男性 74歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年5月21日 免許証交付日 平成23年7月1日 （平成29年3月17日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、底引き網漁のため、平成26年3月22日13時00分ごろ鳥取港を出港した。</p> <p>船長の家族は、23日朝、鳥取港で本船を待っていたところ、いつもは04時～05時に帰る本船が帰らないことを心配し、船長が所属する漁業協同組合（以下「所属漁協」という。）所属の知人に相談を行い、同知人から連絡を受けた所属漁協の僚船が本船の捜索を開始した。</p> <p>捜索を開始した僚船船長（以下「船長A」という。）は、鳥取港北北東方沖約4.8海里（M）において、本船を発見した。</p> <p>船長Aは、本船に接近し、ネットローラーに網と共に巻き込まれていた船長を認め、直ちに無線で僚船に連絡を行い、06時57分ごろ僚船が本事故発生を海上保安庁に118番通報した。</p> <p>船長Aは、本船に移乗し、機関がアイドリング運転であり、トロー</p>

	<p>リング装置により、極微速前進の状態となっており、ネットローラーの操作レバーが巻き揚げ側に操作されていたことから、機関及びネットローラーを中立とした。</p> <p>船長Aは、船長が既に死亡していることに気づき、無線で僚船に状況を知らせたところ、現状を保持して帰るようにアドバイスを受け、間もなく到着して本船に移乗した僚船の乗組員と共に残った網を海中から引き揚げ、本船で鳥取港に帰った。</p> <p>船長は、待機していた救急車で病院に搬送されたが、08時40分に病院の医師により、死亡が確認され、死因は、漁網による窒息死と推定され、死亡推定時刻は、3月23日04時ごろと検案された。</p> <p>(付図1 本船の発見場所、写真1 本船全景、写真2 ネットローラー及びその周辺(1)、写真3 ネットローラー及びその周辺(2)、写真4 GPSプロッターの記録(1)、写真5 GPSプロッターの記録(2) 参照)</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 東南東、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 上げ潮の中央期、波高 約1.0m</p>
その他の事項	<p>本船は、網口両端に網口を縦方向に広げる手木が取り付けられており、揚網の際、網と一緒に手木をネットローラー（巻き取り部の横幅約90cm）に巻き取ることから、巻き取り中、船長が、巻き取りを補助し、手木に手を添えることがあった。</p> <p>本船は、網口を横に広げる桁が既に外されていた。</p> <p>本船のGPSプロッターには、水深約47～48mの海域を東西に移動する航跡に続き、北緯35°34.699'、東経134°09.822'の場所から、本船が発見された北緯35°37.727'、東経134°13.224'の場所に真っ直ぐ移動し、その後、鳥取港に移動する航跡が記録されていた。</p> <p>船長は、カップの上下、長靴、ゴム手袋を着用していた。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>船長の死因は、窒息と推定された。</p> <p>本船は、22日13時00分ごろ鳥取港を出港した後、鳥取港北北東方沖約4.8Mにおいて、船長がネットローラーに網と共に巻き込まれた状態で船長Aに発見され、船長Aから連絡を受けた僚船が23日06時57分ごろに海上保安庁へ通報したので、この間において、底引き網漁を操業中、船長が、ネットローラーに網と共に巻き込まれたことから、死亡するに至ったものと考えられるが、ネットローラーに網と共に巻き込まれた状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、鳥取港を出港した後、底引き網漁を操業中、船</p>

	長がネットローラーに網と共に巻き込まれたため、発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・揚網中は、慎重に作業を行うことを心掛け、網に手を出さないこと。

付図1 本船の発見場所

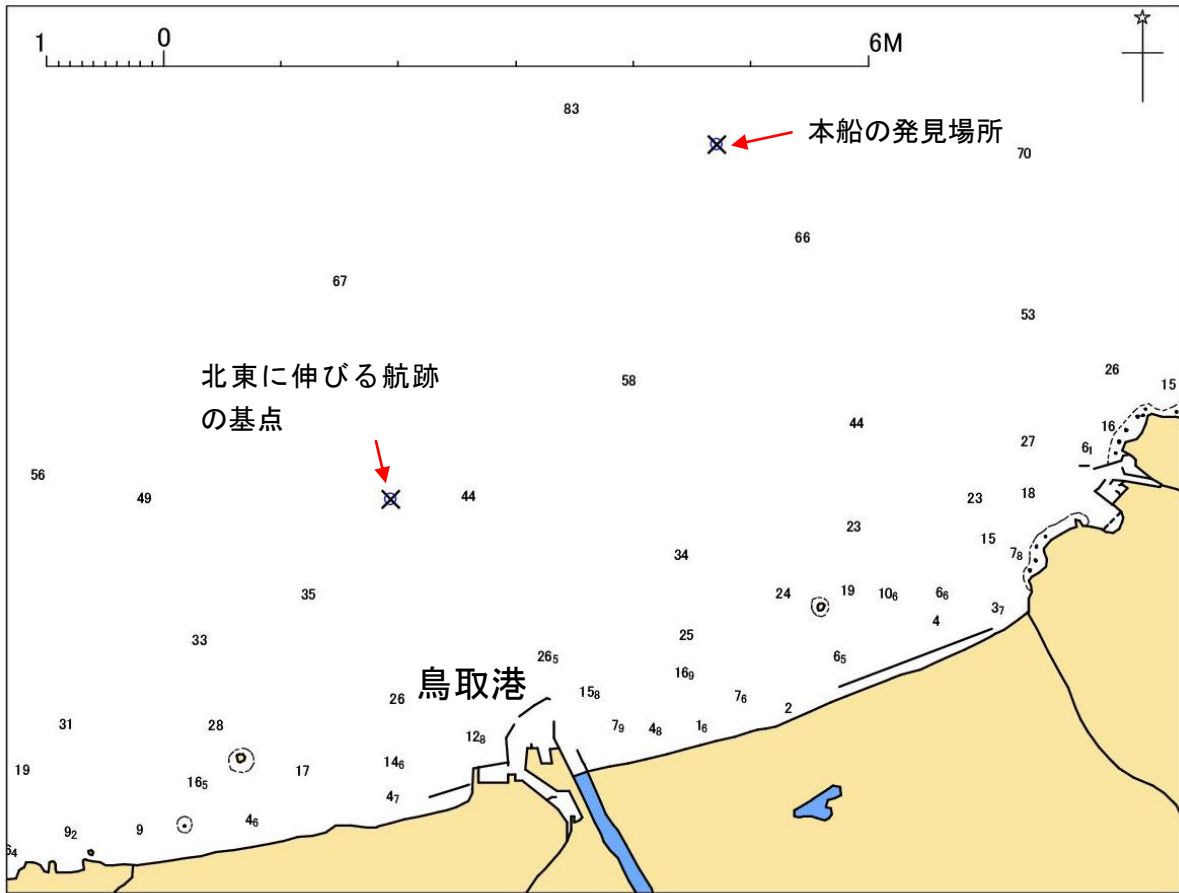
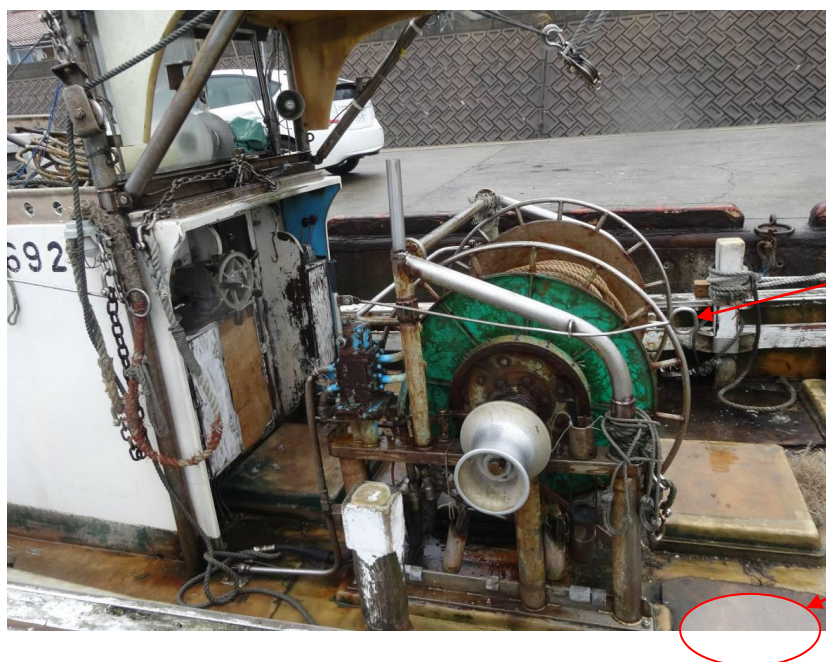


写真1 本船全景



写真2 ネットローラー及びその周辺（1）



ネットローラーの
操作レバー

揚網時の作業位置

写真3 ネットローラー及びその周辺（2）

ネットローラーの幅約 90cm

揚網時の回転方向

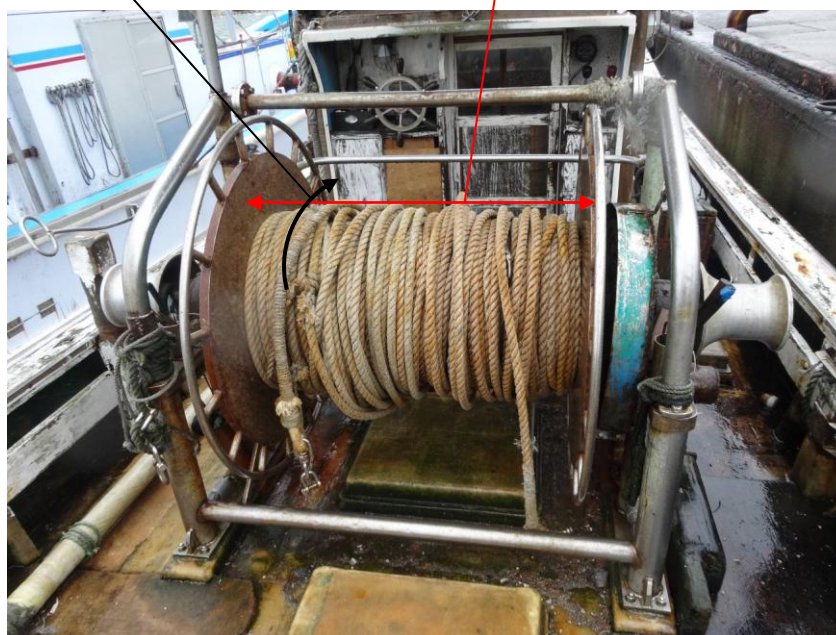
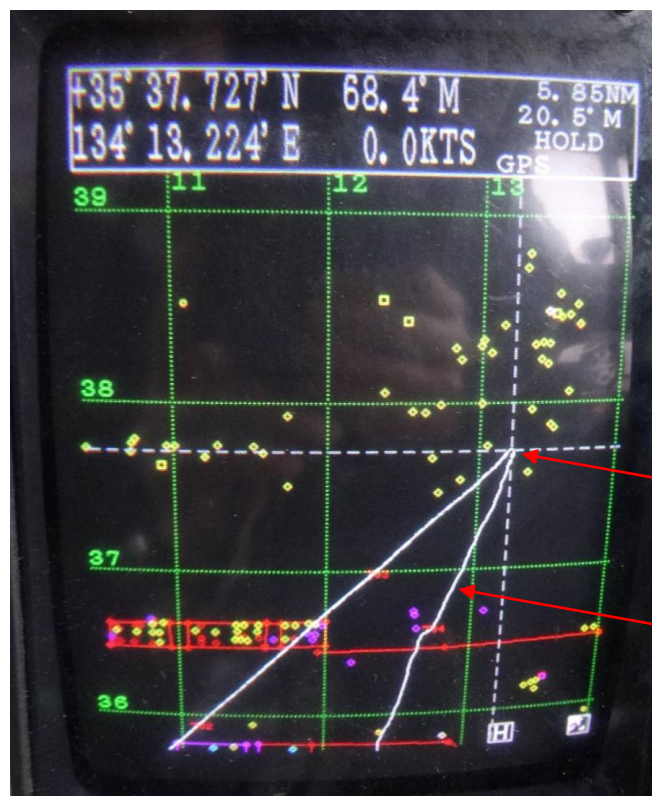


写真4 GPSプロッターの記録(1)



北東に伸びる航跡の基点

写真5 GPSプロッターの記録(2)



本船の発見場所

鳥取港に向かう航跡